

## 東近江市都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準の改正概要

東近江市都市整備部都市計画課

### 改正概要

- 1 東近江市開発行為等に関する指導要綱について、立地適正化計画の誘導政策との整合を図るため、また施設整備事業を対象とする規模に関して平成29年4月1日から改正しました。
- 2 市街化調整区域の市が指定する区域で適法に建築された空家等を賃貸して住宅又は店舗等として用途変更することによって活用することができるよう開発許可の基準等に関する条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行しました。
- 3 市街化調整区域における観光資源の有効な利用上必要な市街化調整区域の開発許可基準の見直しに伴い、法第34条第2号の「(2)観光資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物」の立地基準を平成29年7月1日から一部改正しました。
- 4 地上設置型の太陽光発電設備に関し、事業者等が遵守及び留意すべき事項を定め、周辺地域の住民の意思が適切に反映された太陽光発電の適正な設置を促すことにより、事業区域及びその周辺地域における災害防止並びに良好な自然環境及び生活環境の確保を図るため、太陽光発電設備に限定した指導要綱を制定し、平成30年6月1日から施行しました。
- 5 都市計画法の規定に違反する開発行為や建築物及び工作物に対して、是正に必要な事務手続の迅速な処理と法の適正な施行を図るため事務処理要綱を定めました。
- 6 その他法改正等に伴うもの、基準の情報を補記するもの、誤記等を訂正しました。

### 適用期日

平成31年4月1日